

議案第 2 号

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同項第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同項第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 2 号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条例に規定する事務の範囲について、所要の改正を行おうとするものです。